

# 中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領

平成15年8月29日 15中総第542号（経）

最終改正 令和2年12月24日 2中総第489号

## （指名停止）

第1 中国四国農政局長は、有資格者（中国四国農政局において定める契約に係る競争参加の資格の審査を受け、当該資格を有する者として中国四国農政局から認められているものをいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 中国四国農政局長が指名停止を行ったときは、中国四国農政局に所属する会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

## （下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2 中国四国農政局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 中国四国農政局長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 中国四国農政局長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## （指名停止の期間の特例）

第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ

れ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）とする。
  - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - 二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 中国四国農政局長は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 中国四国農政局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。
- 5 中国四国農政局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 中国四国農政局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

**（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）**

- 第4 中国四国農政局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は農林水産省の職員が談合であると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間。

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間。

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間。

五 農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第12号に該当する有資格者に

あつては、1. 5ヶ月) 加算した期間。

#### (指名停止の措置対象区域の特例)

第5 中国四国農政局長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、管轄する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 中国四国農政局長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

#### (指名停止の通知)

第6 中国四国農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項若しくは第5第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

2 中国四国農政局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が中国四国農政局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

#### (随意契約の相手方の制限)

第7 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 所属担当官は、会計法第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ中国四国農政局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 中国四国農政局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第4号により大臣官房参事官(経理)に報告するものとする。

#### (下請等の禁止)

第8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

#### (指名停止の報告等)

第9 中国四国農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項若しくは第5第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第7号により、大臣官房参事官（経理）に報告するものとする。

**（指名停止に至らない事由に関する措置）**

第10 中国四国農政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

**附 則**

この要領は平成25年4月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成25年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、平成26年10月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成26年9月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成27年10月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和3年1月1日から適用する。ただし、第4に係る改正規定は、令和2年12月25日から適用する。

別表第1 中国四国農政局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 中国四国農政局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 中国四国農政局の所属担当官が締結した請負契約に係る工事（以下この表において「中国四国農政局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>3 中国四国農政局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、中国四国農政局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	

<p>5 中国四国農政局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>7 中国四国農政局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が中国四国農政局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上12カ月以内</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が中国四国農政局の職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上12カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が中国四国農政局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>

ハ 使用人	1 カ月以上 3 カ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が中国四国農政局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3 カ月以上 9 カ月以内
ロ 一般役員等	1 カ月以上 3 カ月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 中国四国農政局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12条に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12条に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
イ 中国四国農政局の所属担当官	3 カ月以上 12 カ月以内
ロ 中国四国農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官	2 カ月以上 9 カ月以内
7 中国四国農政局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から 1 カ月以上 9 カ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害	逮捕又は公訴を知った日から

又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12条に掲げる場合を除く。）。

イ 中国四国農政局の管轄する区域内の他の公共機関の職員

2 カ月以上12カ月以内

ロ 中国四国農政局の管轄する区域外の他の公共機関の職員

1 カ月以上12カ月以内

9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12条に掲げる場合を除く。）。

逮捕又は公訴を知った日から

イ 中国四国農政局の所属担当官

3 カ月以上12カ月以内

ロ 中国四国農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官

2 カ月以上12カ月以内

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12条に掲げる場合を除く。）。

逮捕又は公訴を知った日から

3 カ月以上12カ月以内

11 農林水産省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。

逮捕又は公訴を知った日から

4 カ月以上12カ月以内

(重大な独占禁止法違反行為等)

12 農林水産省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当

刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6 カ月以上36カ月以内

該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。

ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（建設業法違反行為）

13 中国四国農政局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から  
1カ月以上9カ月以内

14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。

当該認定をした日から

イ 中国四国農政局の所属担当官

2カ月以上9カ月以内

ロ 中国四国農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官

1カ月以上9カ月以内

（不正又は不誠実な行為）

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から  
1カ月以上9カ月以内

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか

当該認定をした日から

か、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる  
犯罪の容疑により公訴を提起され、又は  
禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による  
罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相  
手方として不適當であると認められると  
き。

1 カ月以上 9 カ月以内

別紙様式第1号（第6関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月30日付け18中総第763号（経））の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができる。この場合、〇年〇月〇日までに〔担当課名〕にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間（及び措置対象区域） ③

2 指名停止の理由 ④

（備考）

- ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ②は、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- ③には、指名停止の期間の始期及び終期並びに措置対象区域を記載する。  
また、措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙様式第2号（第6関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙様式第3号（第6関係）

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙様式第4号（第7関係）

番 号  
年 月 日

大臣官房参事官（経理） 殿

中国四国農政局長

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工 事 名	
施 工 場 所	
工 事 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日及び予定工期	

上記の工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

番 号  
年 月 日

大臣官房参事官（経理） 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事種別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（備考）

- 1 措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

番 号  
年 月 日

大臣官房参事官（経理） 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって  
指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名  
停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙様式第7号（第9関係）

番 号  
年 月 日

大臣官房参事官（経理） 殿

中国四国農政局長

指 名 停 止 解 除 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

### (対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年8月29日 15中総第542号（経）中国四国農政局長通知）及び中国四国農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月1日 26中総第506号中国四国農政局長通知）（以下「措置要領」という。）の規定により行う指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定により行う警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

### (期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

### (指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 部局長は、措置要領の規定に基づく指名停止の通知を行う場合には、その理由を明らかにするものとする。

- 2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等に係る苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。

- 一 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について書面により苦情を申し立てることができること。
- 二 苦情を申し立てる場合には、申立書面に次に掲げる事項を記載すべきこと。

- ① 申立者の商号又は名称並びに住所
- ② 申立てに係る措置
- ③ 申立ての趣旨及び理由
- ④ 申立ての年月日

三 苦情の申立は、次に掲げる期間に行わなければならないこと。

- ① 指名停止 当該指名停止の期間内
- ② 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4 部局長は、苦情の申立があったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第5 部局長は、第3第2項の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第6 部局長は、第4第1項の規定による回答又は第5の規定による却下をする場合には、第4第1項又は第5の書面に、再苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。

一 第4第1項の規定による回答又は第5の規定による却下に不服のある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることができること。

二 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行わなければならないこと。

① 指名停止 当該指名停止の期間内（第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

② 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(苦情処理結果の公表)

第7 部局長は、第4第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第8 部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに、「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）により設置される入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立て申請書の様式等については、同通知に定めるところによるものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第9 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札等監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10 部局長は、第6の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第11 部局長は、第9第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この通知は、平成19年3月16日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日以降に行う指名停止及び警告等に係る案件から適用する。

附 則

この通知は、平成26年10月1日以降に行う指名停止及び警告等に係る案件から適用する。